



平成30年 2月15日

指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社清水組及びその現場代理人が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社清水組及びその現場代理人は、元請けとして請け負った一般工事において、練炭ストーブを用いて、打設したコンクリートの養生を行い、一酸化炭素が充満している屋内作業場内で労働者に作業させ、下請4名が一酸化炭素中毒になったとして、平成29年9月23日に旭川簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社清水組	上川郡美瑛町西町1-1-2

2. 指名停止措置期間：平成30年 2月15日～平成30年 3月14日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 斎藤 臣剛（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

